

庁議運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

庁議運営規程の一部を改正する訓令

庁議運営規程（昭和38年岩手県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庁議に出席する職員等) 第4条 次に掲げる職員は、庁議に出席しなければならない。 (1)～(6) [略] (7) <u>広域振興局長その他の職員</u> でその都度知事が指定するもの 2 [略]	(庁議に出席する職員等) 第4条 次に掲げる職員は、庁議に出席しなければならない。 (1)～(6) [略] (7) <u>前各号に掲げる職員以外の職員</u> で、その都度知事が指定するもの 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。